

## シリーズ「介護」①

### 高齢社会と日常生活自立支援事業

#### 国立病院機構和歌山病院

療育指導室 主任児童指導員 居川直人

近年、日本は、出生数の減少などによる少子化や平均寿命の大幅な伸びの影響による少子高齢化が問題となっていることをニュースなどでよく耳にすると思います。総務省が発表した2013年9月の総計人口によると、65歳以上の人口は3186万人となり、総人口に占める割合は25・0%と過去最高を更新し、人口の4人に1人が高齢者となります。このように、平均寿命、高齢者数、高齢化のスピードの3点においても日本は世界一の高齢化社会といわれています。さらに、2012年から2014年にかけて「団塊の世代」が65歳に到達し、高齢化のスピードが最も早まっている状況があり、2020年には高齢化率29・1%、2035年には33・4%に達し、人口の3人に1人が高齢者になることが推測されます。

このような現状と急速に家族社会が変化する陰で、最近では高齢者世帯、高齢者の一人暮らしが増え、振り込め詐欺や訪問販売による詐欺など、高齢者を狙った詐欺や犯罪が横行し、犯罪に高齢者が巻き込まれる事

例が多発していますが、生活と切り離せない経済活動等において、判断能力に不安を抱えている高齢者に対する対応策は追いついていないのが現状かと思われます。そのような中で自分の身の回りのことや財産管理等を自分で行わなければならぬということは、高齢者にとって、不安の1つ

でしようか。そのような不安を抱えている高齢者が、安心して地域で生活ができる制度として「日常生活自立支援事業」に名称変更され、「日常生活自立支援事業」があります。

この事業は、平成11年に開始された「地域福祉権利擁護事業」が平成9年に「日常生活自立支援事業」に名称変更され、在宅で生活される高齢者、障害者（精神障害者、知的障害者等）を対象に、日常生活を支援することを目的とした事業です。その事業内容は、福祉サービスの利用の申し込み、支払い、契約の代行）を基本として、日常生活における金銭管理サービス

税金、社会保険料等の払い手続き等)と書類等の預かりサービス(年金証書、預貯金通帳契約書、実印等の預かりサービス)を組み合わせて利用することができます。

社会福祉協議会の専門職員、生活支援員による相談や支援計画の作成等が受けられ、利用者のプライバシーは守られながら、安心して住み慣れた地域で生活ができる支援状況となっています。この事業のご利用をお考えの方は、最寄りの各市町村の社会福祉協議会でご相談されてはいかがでしょうか。

また、御坊・日高圏域でも認知症の症状を抱えた高齢者が増えていきますが、日常生活自立支援事業を通して、各社会福祉協議会が連携を図り、地域のネットワークを構築することにより、様々なニーズに対し広域的にに対応していくことができます。地域の高齢者や障害者のニーズを把握し、そのニーズに合ったサービスが提供されることで、その人が権利侵害の可能性がある事業として、期待が寄せられています。

年後見制度を利用することができます。